

「ストレスチェック制度」に関する省令等の公表のお知らせ

平成 26 年 6 月 19 日に衆議院で可決、成立、同 25 日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律において、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という）を実施することなどを事業者の義務（従業員数 50 人未満の事業者については当分の間努力義務）とする新たな制度が導入されました。

労働安全衛生法で定められた新たな制度の概要は以下のとおりです。

- 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を行わなければならないこと。
- 検査結果は、検査を実施した医師等から直接本人に通知され、あらかじめ本人の同意を得ないで、検査結果を事業者に提供してはならないこと。
- 事業者は、検査結果の通知を受けた労働者のうち、厚生労働省令で定める要件に該当する労働者から申出があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならないこと。
- 事業者は、申出を理由として、不利益な取扱いをしてはならないこと。
- 事業者は、面接指導の結果に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、医師の意見を聴き、その意見を勘案し、必要があると認めるときは、就業上の措置を講じなければならないこと。
- 厚生労働大臣は、事業者が講すべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表すること。

この新たな制度は、平成 27 年 12 月 1 日に施行されますが、上記のとおり、具体的な運用方法は、厚生労働省令や指針等で示すこととしていますが、その内容が公表されましたので、アクセス先をお知らせいたします。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000082587.html>

指針における「産業カウンセラー」の果たす重要な役割

- ①ストレスチェックにおける追加的な面談の実施
- ②ストレスチェック結果を通知された労働者からの相談対応
- ③ストレスチェック結果の集団分析に基づく職場改善に係わる助言